

産業廃棄物収集運搬業の審査基準

(平成23年3月31日改正)

- 1 産業廃棄物について、排出事業者から購入していないこと。
- 2 申請書について、次の事項に適合すること。
 - (1) 2部（正本、写し）そろっていること。
 - (2) 申請年月日及び記載事項の記入もれはないこと。
 - (3) 法人にあっては、代表者氏名が記載されていること又は申請者が代表権を有していない場合には代表者の委任状が添付されていること。
 - (4) 所定の書類及び添付書類が完備していること。
- 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。
 - (1) 施設に係る基準
 - ア 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - イ 家畜の死体の収集又は運搬を業として行う場合には、当該産業廃棄物の腐敗の進行を防止する保冷車その他の運搬施設を有すること。
 - ウ 運搬車（保冷車を含む。）及び運搬船については、その施設に係る継続的な使用権限があること。
 - (2) 申請者の能力に係る基準
 - ア 次に掲げる者が（財）日本産業廃棄物処理振興センター（東京都中央区日本橋堀留町2-8-4）が実施する産業廃棄物の収集及び運搬に関する講習（新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可講習又は更新許可講習とする）を修了した者であること。
 - (ア) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員（監査役は除く。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の10に規定する使用人（業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）
 - (イ) 申請者が個人である場合には、当該者又は施行令第6条の10に規定する使用人（業を行おうとする区域における収集運搬業に係る契約を締結する権限を有する場合に限る。）
 - イ 前項の講習については、次に掲げるものを有効とする。
 - (ア) 新規許可申請の場合
 - a 新規許可講習
許可申請の日から起算して5年前までに修了したもの
 - b 更新許可講習（他の行政庁で既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。）
許可申請の日から起算して2年前までに修了したもの

(イ) 更新許可申請の場合

a 新規許可講習

許可の有効期限の翌日から起算して5年前までに修了したもの

b 更新許可講習

許可の有効期限の翌日から起算して2年前までに修了したもの

(ウ) 変更許可申請の場合

直前の許可申請で修了したもの、又は直前の許可申請後に修了したもの

4 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

(1) 法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号トに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」（おそれ条項）の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ イに掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

エ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合

5 積替え・保管施設を有する場合は、立地について、次の事項及び要件に適合すること。

(1) 立地場所に関する要件

ア 積替え・保管施設に係る土地の使用権限が得られ、かつ、取り扱う産業廃棄物の種類、積替え・保管方法その他必要な事項について、土地所有者の承諾が得られること。

イ 積替え・保管施設に係る土地までの搬入道路（国道、県道及び市町村道を除く。）は、次の条件を有していること。

(ア) 道路幅員は、搬出入車両の通行に支障がないよう確保できること。

(イ) 必要に応じて、安全施設等が設置されていること。

ウ 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合には、関係機関と協議がなされていること。

(2) 周辺環境に関する事項

ア 上水道、簡易水道等の飲用水への影響のおそれがないこと。

イ 河川、水路、湖沼等及び地下水への汚濁による生活環境への影響のおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に対する影響のおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。

オ 地滑り、土砂崩れ等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 次に掲げる施設について適正な配慮がなされていること。

(ア) 学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校

(イ) 児童福祉法に規定する児童福祉施設

(ウ) 医療法に規定する病院及び診療所（入院設備を備えたものに限る。）

(エ) 老人福祉法に規定する老人福祉施設（滞在型に限る。）

6 積替え・保管施設を有する場合は、次の構造に関する基準に適合すること。

(1) 囲い・掲示板等

ア 囲いは、原則として地盤面より1.8メートル以上の高さとし、耐久性を有し、風雨等により破損しない構造であること。

イ 掲示板は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上とし、かつ、次に掲げる事項が表示されていること。

(ア) 保管する産業廃棄物の種類

(イ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ウ) 産業廃棄物の数量（積替えのための保管上限）

(エ) 積み上げる産業廃棄物の高さ（屋外で容器を用いずに保管する場合）

ウ 積替え・保管施設に係る土地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。

(2) 施設の構造要件

積替え・保管施設に係る土地から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置が講じられていること。

ア 産業廃棄物の積替え・保管施設（安定型処分場で処分できる産業廃棄物及び木くず（ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものを除く。）以外の産業廃棄物の保管施設）は、原則として屋内に設置し、悪臭の漏れを防止するため密閉構造であるか又は脱臭装置が設けられていること。

イ 産業廃棄物の種類ごとに、その他のものと混合するおそれがないように区分して保管できる仕切壁等が設けられていること（混合物として排出される場合を除く。）。

ウ 廃油、廃酸、廃アルカリの積替え・保管施設は、十分な耐腐食性を有すること。

(3) 雨水等の流入防止設備

積替え・保管施設に係る土地の敷地内へ外部から雨水等が流入するのを防止するため、開渠その他の設備が設けられていること。

(4) 洗車設備

必要に応じ、運搬車両等のタイヤ等に付着した泥を洗い落とすことができる設備が設けられていること。

(5) 駐車場

積替え・保管施設に係る土地の敷地内には、運搬車両等のための駐車場が設けられていること。

(6) その他

積替え・保管をするにあたっては、法の保管基準に適合していること。

産業廃棄物収集運搬業（積替保管を除く。）の経理的基礎に関する審査基準

（平成23年3月31日改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条第2号ロ又は第10条の13第2号ハに定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬（積替保管を含まない場合に限る。）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
- (3) 直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。
- (2) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満、かつ、直前事業年度における経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である。
- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0以上、かつ、直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度において債務超過である場合で、次のいずれかに該当する。

ア 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。）において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益等金額－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）がマイナス

200パーセント未満である。

イ 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（直前事業年度における経常利益金額等－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）が100パーセントを超えている。

ウ 直前事業年度における自己資本比率がマイナス30パーセント未満である。

エ 直前事業年度における流動比率（流動資産／流動負債）が50パーセント未満である。

(4) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0以上であり、かつ、直前事業年度において債務超過である場合で、前号のウ又はエのいずれかに該当する。

(5) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上の場合で、第三号のア又はイのいずれかに該当する。

第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第4 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。

産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む。）の経理的基礎に関する審査基準

（平成23年3月31日改正）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条第2号ロ又は第10条の13第2号ハに定める、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬（積替保管を含む場合に限る。）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。

第1 営業実績が3年以上ある法人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。
- (2) 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。
- (3) 直前事業年度において債務超過でない。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

- (1) 直前事業年度において債務超過である。
- (2) 次のア又はイに該当し、かつ、直前事業年度における自己資本比率が0以上10パーセント未満である。

ア 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が0未満である。

イ 直前事業年度における経常利益金額等が0未満である。

- (3) 直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均額及び直前事業年度における経常利益金額等が0未満であり、かつ、直前事業年度における自己資本比率が10パーセント以上である場合で、次のア又はイに該当する。

ア 経常利益金額等が、直前々事業年度（直前事業年度の1年度前の事業年度をいう。以下同じ。）において0以上、かつ、直前事業年度において0未満である場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益等金額－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）がマイナス200パーセント未満である。

イ 経常利益金額等が、直前々事業年度、直前事業年度においてともに0未満の場合で、経常利益金額等の伸率（（直前事業年度における経常利益金額等－直前々事業年度における経常利益金額等）／直前々事業年度における経常利益金額等）が100パーセントを超えている。

第2 営業実績が3年以上ある個人の場合

1 次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。

(2) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

2 前項に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(1) 直前事業年度において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある。

(2) 直前事業年度において資産の額が負債の額未満であり、かつ、直前3年において所得税を納付している年がある。

第3 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第4 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。